

# 身体拘束等の適正化のための指針

特定非営利活動法人おたがいさま

## 1. 当法人の身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は、利用者の活動の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当法人では、利用者の尊厳に基づき、安心・安全が確保されるように基本的な仕組みをつくり、職員が身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努めます。

### (1) 身体拘束の原則禁止

サービス提供にあたっては、利用者本人又は他の利用者などの生命、身体、権利を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」と言います。）を禁止しています。

#### ○ 身体拘束等にあたる具体的な行為の例

- ・行動を制限するために、車いすやベッド等にロープやベルト等で固定する。
- ・手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋をつける。
- ・行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ・支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。
- ・自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

### (2) 緊急やむを得ない場合の例外3原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病、障害を理解したうえで身体拘束等を行わない支援を原則としますが、次の3つの要素全てを満たす場合、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合があります。

- ① 切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ② 非代替性：身体拘束等を行う以外に代替する方法がないこと。
- ③ 一時性：身体拘束等が一時的であること。

## 2. 身体拘束等の適正化のための体制

### (1) 身体拘束等の適正化委員会の設置

身体拘束等の適正化を目指すための取組等の確認・改善を検討します。

### (2) 身体拘束等の適正化委員会の構成と役割

- ・委員長：管理者

　　統括管理責任者、委員会の招集と運営

- ・委員：関係する職種（介護支援専門員、介護職員、看護職員など）

　　取組の確認・改善、他の職員への周知、研修の開催などの実務

### (3) 身体拘束等の適正化委員会の開催

委員会は3ヶ月に1回以上開催とし、必要に応じて会議を開催する。

#### (4) 身体拘束等の適正化委員会での審議事項

身体拘束等の適正化に関し、次のような内容について審議します。

- ① 身体拘束等の防止に向けての現状把握
- ② 身体拘束等を行っている利用者がいる場合 3要件の該当状況を個別具体的に検討し、併せて利用者の心身への弊害、身体拘束等をしない場合のリスクを評価し、代替案や身体拘束等の解除について検討します
- ③ 意識啓発や予防策等必要な事項の確認・見直し
- ④ 研修の実施に関すること

### 3. 職員研修について

- (1) 本指針に基づき、身体拘束等の適正化に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発することを目的とします。
- (2) 実施は、年1回以上行います。
- (3) 研修の実施内容については、概要を記録し、使用資料等を保管します。

### 4. 緊急やむを得ず身体拘束等を行わざるを得ない場合の対応

- (1) 緊急やむを得ない場合の例外3原則の確認。
- (2) 委員会による、利用者の態様を踏まえた必要性の判断。
- (3) 限定した範囲で身体拘束等を実施することとし、実施が継続する場合、日々の態様等を参考に身体拘束等の適正化委員会で定期的に再検討、解除へ向けて取り組む。
- (4) 本人・家族への説明と記録

緊急やむを得ず身体拘束等を行わざるを得ない場合、次の項目について具体的に利用者本人、家族へ説明と記録をする。

- 身体拘束等の必要な理由（個別の状況）
- 身体拘束等の方法（場所、部位、内容）
- 身体拘束等の時間帯及び時間等、特記すべき心身の状況
- 身体拘束等の開始及び解除の予定

#### (5) 身体拘束等の報告について

身体拘束の実施状況や利用者の日々の態様（時間や状況ごとの動作や様子等）を記録し、身体拘束等の適正化委員会に報告を行います。

### 5. 閲覧について

本指針は、いつでも利用者や家族が自由に閲覧できるように、また、すべての職員が閲覧できるように施設への掲示を行います。

### 6. 附則

この指針は、令和3年4月1日より施行する。